

## 河内長野市地域活性・交流拠点施設の指定管理者の指定について

河内長野市地域活性・交流拠点施設の指定管理者について、下記のとおり 河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び 河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和3年12月市議会定例会において 指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

### 1. 公の施設名称等

河内長野市地域活性・交流拠点施設

### 2. 指定管理者

団体名 一富士ケータリング株式会社

住所 大阪府高槻市大塚町5-21-1

代表者 辻本 晴彦

### 3. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 選定の経過

#### (1) 公募の経過

○公告日 令和3年7月5日

○募集要項の配布 令和3年 7月 5日～令和3年 8月23日

○説明会の開催 令和3年7月20日

○申請書の受付 令和3年8月16日～令和3年 8月23日

#### (2) 応募団体数 1者

#### (3) 選定委員会 の経過

##### ① 選定委員会委員

- ・梶井 繁春 市 副市長（委員長）
- ・大林 巖 市 総務部長（副委員長）
- ・早川 和志 市 環境経済部理事
- ・武田 宗久 学識経験者（公認会計士）
- ・金谷 重樹 学識経験者（大学教授）
- ・永榮 久仁子 学識経験者（弁護士）

##### ② 選定委員会の開催日 令和3年10月11日

##### ③ 選定委員会選定理由選定委員会選定理由

1者から応募があり、上記(2)の選定方法に基づき選定を行い、河内長野市公の施設指定管理者選定委員会の6人の選定委員が個別に審査を行った結果、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に定める①その事業計画に

よる公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであることについて、申請者がこれらの条件を満たしていると認められたため、「一富士ケータリング株式会社」を候補者として選定した。

#### 5. 総評

上記の通り、選定委員会での審査の結果、一富士ケータリング株式会社を候補者として決定し、令和3年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市地域活性・交流拠点施設の指定管理者として指定いたしました。